

申告書の郵送について

令和5年度の課税状況などを参考に、申告が必要と思われる人に「令和6年度市県民税申告書兼国民健康保険税申告書（以下：市県民税申告書）」を1月下旬に郵送します。

※令和5年度の課税状況などを参考にしているため、ご自宅に市県民税申告書の郵送がない人でも申告が必要な場合があります。下記事項を参考に該当する人は申告を行ってください。

令和6年1月1日現在、
うきは市に居住していましたか？

スタート

いいえ

うきは市での申告は不要です

※ただし、令和6年1月1日にお住まいの市区町村では申告が必要になる場合があります。

はい

所得税の確定申告を行いますか？

はい

市県民税の申告は不要です

いいえ

令和5年1月1日から令和5年12月31日までの1年間のうちに収入がありましたか？

はい

いいえ

収入あり 非課税となる収入（注1）を除く

1箇所の給与のみ
で、勤務先から
うきは市に給与支払
報告書が提出済み
または
公的年金等の
収入のみ

申告は
不要です

数箇所の給与、
不動産、農業などの
他の収入がある

申告が
必要です

収入なし

または非課税となる収入（注1）のみある方

市外に居住する親族
の税制上の扶養親族
になっている
または
誰の税制上の扶養親
族にもなっていない

申告が
必要です

市内にお住まいの
方の税制上の
扶養親族になっている

申告は
不要です

（注1）非課税となる収入＝障害年金・遺族年金、失業等給付、児童扶養手当など

※源泉徴収票に記載されていない控除（医療費控除、寄附金控除など）を受ける場合は申告が必要です

※申告の際には源泉徴収票や収支内訳書等が必要です。また、控除を受けるためには支払証明書、領収書等を申告書に添付し、医療費は明細書を作成し添付してください

提出期限

令和6年3月15日（金）

市県民税の申告は忘れずに

申告をしていないと、児童手当や児童扶養手当、保育園などの入園申請などに必要な所得課税（非課税）証明書等の発行ができません。また、国民健康保険税等の正しい算定が行えず、軽減措置が受けられません。